

新旧対照表

○温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

改正前	改正後
<p>(1 から4 まで省略)</p> <p>5 地球温暖化対策計画書の作成等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>(3)省略</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。</p> <p>(5)省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 評価</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3) 評価基準</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</p> <p>(7) 削減目標の達成状況</p> <p>a～e省略</p> <p>f 上記dの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の原単位削減率が正の場合には、「B（原単位）」とする。</p> <p>g 省略</p> <p>(i)～(k)省略</p> <p>ウ省略</p> <p>(4)(5)省略</p> <p>9～13 省略</p> <p>別表1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量表 省略</p> <p>備考 「電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般電気事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。</p> <p>別表2、別表3省略</p>	<p>(1 から4 まで省略)</p> <p>5 地球温暖化対策計画書の作成等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>(3)省略</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。</p> <p>(5)省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 評価</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3) 評価基準</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</p> <p>(7) 削減目標の達成状況</p> <p>a～e省略</p> <p>f 上記eの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の原単位削減率が正の場合には、「B（原単位）」とする。</p> <p>g 省略</p> <p>(i)～(k)省略</p> <p>ウ省略</p> <p>(4)(5)省略</p> <p>9～13 省略</p> <p>別表1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量</p> <p>備考 「電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。</p> <p>別表2、別表3省略</p>